福祉のまちづくり条例に
基づく協議ガイド

- 事前協議・完了届・整備基準適合証について・・・・　１
- 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
- 指定施設新築等（変更）事前協議書・・・・・・・・・　５
- 指定施設工事完了届・・・・・・・・・・・・・・・・　６
- 整備基準適合証交付請求書・・・・・・・・・・・・・　７

令和７年６月

川　　崎　　市

1　事前協議について

川崎市福祉のまちづくり条例第 15 条の規定による事前協議には、次により、指定施設新築等（変更）事前協議書（第５号様式）（５ページ）を提出してください。

(1)提出期限

・確認申請を要する指定施設 ：　**確認申請をする日の３０日前まで**
・その他の指定施設　　：　新築等の工事に着手する日の３０日前まで

(2)提出先

協議担当課
- 建築物、駐車場 ･･･まちづくり局指導部建築管理課
  （℡　044-200-3088　本庁舎18階）
- 鉄 道 の 駅 等 ･･･まちづくり局交通政策室
  （℡　044-200-2348　本庁舎19階）

(3)提出方法

ア　**紙媒体**（窓口及び郵送）で提出の場合、**２部**（正本・副本各１部）提出
※副本は正本の写しとし、添付物も同様としてください。

イ　**電子申請**の場合、オンラインで必要事項記入及び適合状況項目表や図面のデータ提出

(4)提出物

ア　**指定施設新築等（変更）事前協議書**（第５号様式）（５ページ）
※電子申請の場合、フォームに必要事項記入と用途の内訳等がわかる面積表を提出

イ　**適合状況項目表**（A-1 又は A-2 様式、条例規則第２（8）便所　チェックリスト）

ウ　**付近見取図・配置図・各階平面図**

エ　**その他市長が必要と認める図書**（エレベーター仕様書及び詳細図、便所詳細図等）
※Ａ４判ファイルで綴ってください。

(5)変更届について

協議終了後に計画を変更する場合は、上記(3)～(5)と同じ書類により「変更」の協議をしてください。

(6)その他

・「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」は、確認申請時に活用ください。
・様式や協議ガイド、整備マニュアル等は、次の川崎市ホームページに掲載しています。

「かわさき福祉のまちづくり」
→『川崎市福祉のまちづくり条例』
http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-4-8-0-0-0-0-0-0-0.html

より使いやすい建築物として整備するために（参考）

高齢者・障害者等の社会参加や外出等の機会がさらに促進され、高齢者や障害者等に配慮した施設に対する需要の高まりから、国土交通省が策定しているバリアフリー設計のガイドライン**「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（令和７年度改正版）**が令和７年５月に改正されました。あわせてご活用ください。

（建築設計標準は国土交通省ホームページに掲載）

令和７年度改正の概要

① トイレ

車椅子使用者用便房の複数化により、設計の考え方を大幅に変更。便房の種類を明確化した上で、一つの便所における機能分散・施設全体における機能分散の考え方を明記。車椅子使用者用便房の設置数に関する基準の記述の変更。

② 客席

車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の記述の変更。サイトライン確保に係るチェック・検証方法に関する記述の大幅な充実。同伴者席について固定席ではなくスペースとして設けることを明記。

③ 駐車場

車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する基準の記述の変更。車椅子使用者用駐車施設の後部スペースの確保に関する記述の強化。

２　完了届について

川崎市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定による工事完了の届出は、次により、指定施設工事完了届（第６号様式）（6 ページ）を提出してください。

(1)提出期限

工事完了後、すみやかに提出してください。その後、完了検査を行います。

(2)提出先

協議担当課
- 建築物、駐車場 ･･･まちづくり局指導部建築管理課
  （℡　044-200-3088　本庁舎18階）
- 鉄 道 の 駅 等 ･･･まちづくり局交通政策室
  （℡　044-200-2348　本庁舎19階）

(3)提出方法

ア　**紙媒体**（窓口及び郵送）で提出の場合、**２部**（正本・副本各１部）提出
　※副本は正本の写しとし、添付物も同様としてください。

イ　**電子申請**の場合、オンラインで必要事項記入及び適合状況項目表や図面のデータ提出

(4)提出物

ア　**指定施設工事完了届**（第６号様式）（6 ページ）

※電子申請の場合、フォームに必要事項記入

イ　**整備対象箇所のカラー写真**（寸法等が判断できるもの）

※Ａ４判縦型に整理してください。

ウ　**完成図面**（整備内容に軽微な変更があった場合）

※整備内容がわかるようにしてください。

3　整備適合証について

事前協議が成立し、工事完了検査の結果、整備基準に適合していると認められる場合は、整備基準適合証の交付を請求することができますので、「整備基準適合証交付請求書」（第１号様式）（7 ページ）を提出してください。

なお、事前協議で整備基準適合となった場合でも、工事完了後整備の状況により「整備基準適合証」を交付できないことがありますので、予めご了承ください。

(1)提出先

まちづくり局指導部建築管理課（本庁舎 18 階）

(2)掲示位置

交付を受けた適合証は、出入口等の見やすい位置に掲示してください。

4　整備済ステッカーについて

事前協議が成立し、工事完了検査の結果、整備基準に適合、若しくはただし書適用による整備基準に適合である場合は、整備済ステッカーを交付します。

整備済ステッカーは、施設の受付や主要な入り口等の見やすい場所に掲示してください。

福祉のまちづくり条例事務の流れ

〔新築等〕

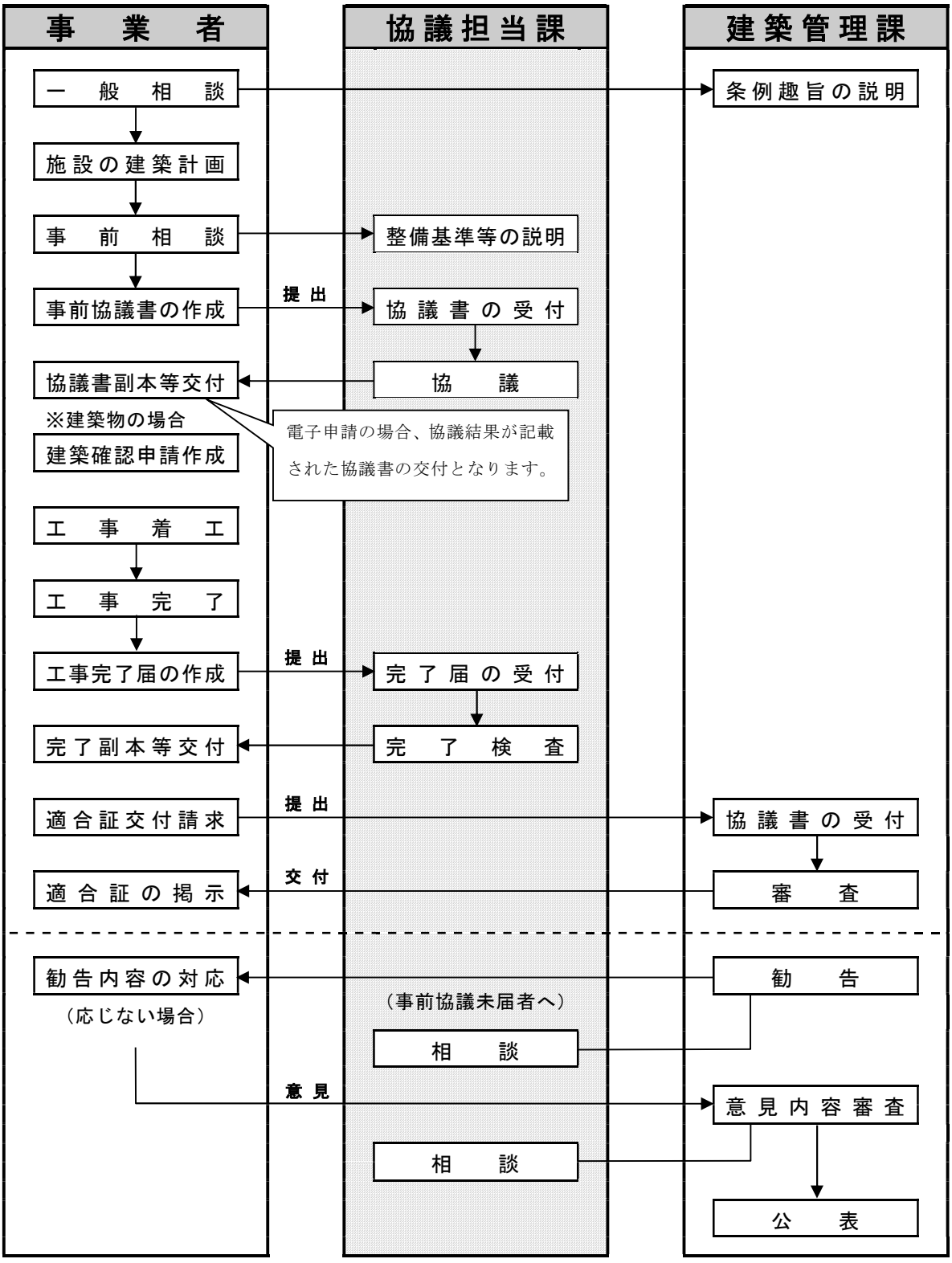

第５号様式

指定施設新築等(変更)事前協議書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

住　所
氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

川崎市福祉のまちづくり条例第１５条の規定により、次のとおり協議します。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類			構造	造　　階	
新築等の種類	新築(新設)・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え				
指定施設の規模	敷地面積	㎡	建築面積	㎡	
	新築等の部分		その他の部分	合計	
指定施設の延べ面積	㎡		㎡	㎡	
用途の内訳 ( )	㎡		㎡	㎡	
用途の内訳 ( )	㎡		㎡	㎡	
用途の内訳 ( )	㎡		㎡	㎡	
用途の内訳 ( )	㎡		㎡	㎡	
用途の内訳 共用部分	㎡		㎡	㎡	
駐車場の駐車台数	台(うち機械式　台・車椅子使用者用駐車施設　台)				
工事予定年月日	着手	年　月　日	完了	年　月　日	
連絡先	住所		法人名		
	氏名		電話		
※受付欄	※協議終了年月日	年　月　日			
	※審査結果等				

注　１　※印欄は、記入しないでください。
　　２　必要な図書を添付してください

第６号様式

指定施設工事完了届

年　　月　　日

(あて先)川崎市長

住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

川崎市福祉のまちづくり条例第１７条第１項の規定により、次のとおり工事が完了したので届け出ます。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構造		造　　階	
協議受付番号及び協議終了年月日	第　　号		年　月　日		
工事年月日	着手	年　月　日	完了	年　月　日	
連絡先	住所		法人名		
	氏名		電話		
※　受付欄	年　月　日　第　号				
※審査結果等					

注　１　※印欄は、記入しないでください。

　　２　事前協議の対象となった部分の写真を添付してください。

第１号様式

整備基準適合証交付請求書

(道路及び公園以外の公共的施設用)

年　　月　　日

(あて先)川崎市長

住　所
氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市福祉のまちづくり条例第１４条第１項の規定により、整備基準適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

名称					
所在地					
種類			構造	造階	
規模		敷地面積	㎡	建築面積	㎡
公共的施設の延べ面積		㎡			
用途の内訳	(　　)	㎡			
	(　　)	㎡			
	(　　)	㎡			
	(　　)	㎡			
	共用部分	㎡			
駐車場の駐車台数		台 (うち機械式　　台・車いす使用者用駐車施設　台)		工事完了年月	年　　月
事前協議の有無		有(終了年月日　・　・　／受付番号　　)・無		指定施設工事完了届の有無	有・無
連絡先		住所		法人名	
		氏名		電話	
※受付欄		年　　月　　日　　第　　号			
※審査結果等					

注　１　※印欄は、記入しないでください。
　　２　必要な図書を添付してください。

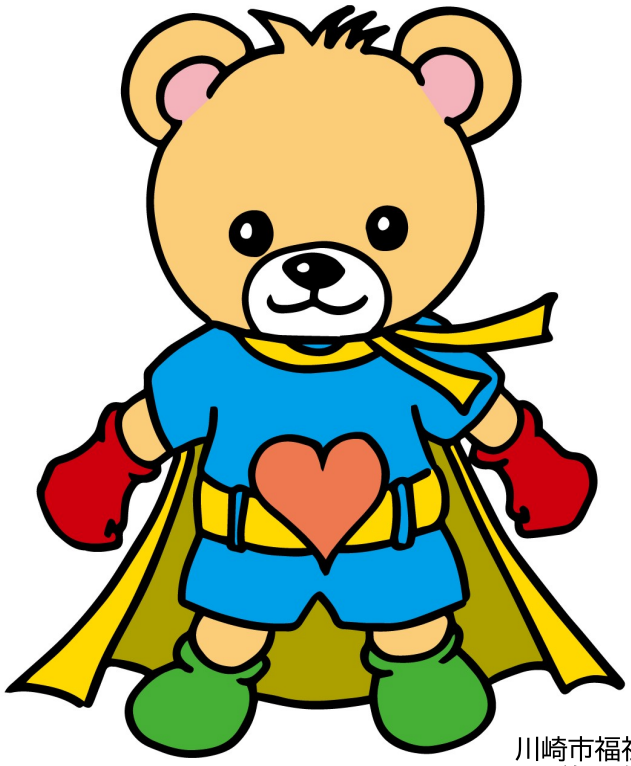

川崎市福祉のまちづくり条例
普及啓発キャラクター
「ふくまっち」

問い合わせ窓口

- **建築物、駐車場**
  事前相談、事前協議、完了検査
- 整備基準適合証交付
- 整備済ステッカー交付

まちづくり局指導部建築管理課
TEL　044-200-3088
本庁舎18階

- **鉄道の駅、鉄道の駅と一体として利用される施設**
  事前相談、事前協議、完了検査

まちづくり局交通政策室
TEL　044-200-2348
本庁舎19階